

議案第 13 号

大野市立学校再編準備委員会設置要綱案

令和 4 年 3 月 28 日提出

大野市教育委員会
教育長 久保俊岳

提案理由

大野市立学校の再編を円滑に進めるに当たり再編準備委員会を設置する必要があるため

大野市教育委員会告示第 号

大野市立学校再編準備委員会設置要綱を次のように定める。

令和4年 月 日

大野市教育委員会

大野市立学校再編準備委員会設置要綱

(設置)

第1条 大野市立学校の再編に当たり、保護者、地域及び学校が協働して再編の準備や諸課題について協議を行うため、大野市立学校再編準備委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議し、教育委員会に報告するものとする。

- (1) 教育内容等に関すること。
- (2) 児童生徒の事前交流に関すること。
- (3) 通学方法及び安全確保等に関すること。
- (4) P T A組織及び運営等に関すること。
- (5) 学校の所有する財産に関すること。
- (6) 再編に係る式典及び行事に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、再編に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、再編後の学校区ごとに設置するものとし、35人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者の中から、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係団体の長又はその推薦を受けた者
- (2) 関係学校の長又はその推薦を受けた者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

- 3 委員の任期は、委員会の設置時から所掌事務が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 再編後も継続した協議が必要な場合は、委員会と教育委員会で協議の上、継続協議する内容や組織体制等を決定する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により決定する。
- 3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、教育委員会が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議は、公開する。ただし、委員長、副委員長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。
- 4 前項ただし書の委員長、副委員長又は委員の発議は、討論を行わないでその可否を決しなければならない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聞き、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。
- 7 教育委員会は、会議において議決された内容を、市民及び関係者に周知しなければならない。

(部会の設置)

第6条 委員会の効率的な運営を図るため、次に掲げる部会を置くこととし、第2条に定める事項について調査、検討及び協議を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

- (1) 総務部会
- (2) P T A 部会
- (3) 学校運営部会

(4) 通学・安全部会

- 2 部会は、委員で組織する。
- 3 部会の所掌事務は、別表のとおりとする。
- 4 部会に、部会長及び副部会長を置き、部会員の互選により決定する。

(部会の構成及び会議)

第7条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 部会の会議は、非公開とする。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、部会員以外の者に対し会議への出席又は資料の提出を求め、その意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会教育総務課において処理する。

- 2 部会の庶務は、教育委員会教育総務課及び部会において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会及び部会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この要綱は、令和4年 月 日から施行する。

別表（第6条関係）

部会名	所掌事務
総務部会	<ol style="list-style-type: none">1 式典に関する事。2 統合事業に関する事。3 歴史、財産、同窓会に関する事。4 地域交流、行事に関する事。5 他の部に属さない事項に関する事。6 その他再編に必要な事項に関する事。
P T A 部会	<ol style="list-style-type: none">1 組織の統合、役員選出に関する事。2 規約、規定の見直しに関する事。3 P T A の財産の引継ぎに関する事。4 再編前の交流、事業、行事に関する事。5 制服、体操服等に関する事。6 その他再編に必要な事項に関する事。
学校運営部会	<ol style="list-style-type: none">1 学校運営、教育内容に関する事。2 学校の施設、設備に関する事。3 備品の引継ぎに関する事。4 再編前の交流に関する事。5 学校行事と地域行事との調整に関する事。6 その他再編に必要な事項に関する事。
通学・安全部会	<ol style="list-style-type: none">1 通学路に関する事。2 通学方法に関する事。3 スクールバスの運行に関する事。4 通学路の交通安全、防犯対策に関する事。5 その他再編に必要な事項に関する事。